

B 問題（債権分野）

1 1990年7月、甲川右岸においてA工場が操業を開始し、以来、工場廃液をそのまま甲川に排出していた。2000年3月には、同川左岸においてB工場が、2004年5月には、同川左岸においてC工場が、2005年10月には、同川右岸においてD工場が順次操業を開始し、以来、B～Dもまた工場廃液をそのまま甲川に排出していた。なお、AB間の距離は約100メートル、BC間、CD間の距離はそれぞれ約200メートルであった。

2 2007年8月上旬、甲川のA～Dが立地する地点の、さらに下流域に広がる水田の稲が異常に徒長し立ち枯れる事態が発生した。その原因が判明しないまま、Mら水田耕作者はその年の収穫をすべて失い、被害総額は1億円に達した。

3 同年10月、地元自治体は関係有識者に原因調査を委嘱し、翌2008年10月末に最終調査報告書が公表された。その内容はおよそ次のようであった。なお、植物が窒素を過剰摂取すると枯死することは広く知られており、それは常識の類に属する。

- (a) 稲の徒長・立ち枯れの原因は、稲が窒素を過剰に摂取したことにある。
- (b) 稲が摂取した窒素は、すべて甲川の流水に含まれていたものである。
- (c) Mらが甲川の流水を農業用水に利用したため、稲が窒素を摂取することになった。
- (d) 甲川の流水に含まれていた窒素はすべて、上流に立地するA～Dが排出した工場廃液に由来したものである。
- (e) 2007年8月上旬の流水の窒素濃度は、被害発生閾値の約1.2倍であった。
- (f) それ以前と、それ以後に被害が発生していないのは、甲川の流水量が多く窒素濃度が閾値を下回っていたためである。
- (g) 2007年は少雨により流水量が減少したために、窒素濃度が閾値の約1.2倍にまで高まり、徒長・立ち枯れの被害が現実化したものである。
- (h) 2007年を含め、Dが操業を開始した2005年10月以降の、A～Dの窒素排出量の割合は、A：B：C：D=40%：30%：25%：5%であった。

4 この調査結果を受けて、2009年1月以降、MらはA～Dに対して損害賠償を求めたが、A～Dは、2007年8月当時には、窒素排出に関する法的規制が存在しなかったことを理由に、いずれも損害賠償責任を否定し交渉は行き詰まった。そこで、2011年8月初旬、MらはDを相手どって、被害総額1億円の損害賠償請求訴訟を提起した。MらがDを訴えたのは、Dがわが国数の大企業であり経営が安定し賠償資力が豊富であったからであり、A～Cを訴えなかったのは、A～Cの経営が傾き倒産寸前の状態であったからである。なお、A～Dが製造する製品はまったく別種のものであり、A～Dはまったく資本関係のない別法人により経営されている。

設問

- (1) Mらが請求を根拠づけるために主張すべき法律論を展開しなさい。
- (2) それに対してDがなすべき反論を展開しなさい。
- (3) 両者の主張を踏まえて、あなた自身が正当と考える法律論を展開しなさい